新規届出の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	車台番号 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇			
	① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg		① 自動車の年式・・・・・・ 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動 （ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（ ）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 構造変更あり／軽貨物・乗用／ワンウェイ
確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印

（注）
1. この連絡書は原則として再発行しない
2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部
3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登
軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。
4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査
5. ※印欄は記入しないで下さい。

発行元連絡先：　運輸支局　輸送・監査部門　TEL

貨物用途等へ構造等変更検査をする場合
・備考欄に赤字で「構造変更」と記載

軽乗用車を使用する場合
・備考欄に赤字で「軽貨物・乗用」と記載

レンタカーで「貸渡（ワンウェイ方式）」の場合
・備考欄に「ワンウェイ」と記載

増車の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	車台番号 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇			
	① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg		① 自動車の年式・・・・・・ 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動 （ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（ ）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 構造変更あり／軽貨物・乗用／ワンウェイ
確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印 （注） 1. この連絡書は原則として再発行しな 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、 軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先： 運輸支局 輸送・監査部門 TEL

貨物用途等へ構造等変更検査をする場合
・備考欄に赤字で「構造変更」と記載

軽乗用車を使用する場合
・備考欄に赤字で「軽貨物・乗用」と記載

レンタカーで「貸渡（ワンウェイ方式）」の場合
・備考欄に「ワンウェイ」と記載

減車の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号） 新潟〇〇〇り〇〇〇〇	※登録完了印・登録官印
	車台番号			
	① 自動車の年式・・・・・・　年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量　kg		① 自動車の年式・・・・・・　令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量　350 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動　（　　運輸支局 →　　運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（　　）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。

確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先：　運輸支局　輸送・監査部門　TEL　－　－

代替の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号） 新潟〇〇〇り〇〇〇〇	※登録完了印・登録官印
	車台番号 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇			
	① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg		① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動 （　　運輸支局 → 　　運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（　　）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 構造変更あり／軽貨物・乗用／ワンウェイ
確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印 （注） 1. この連絡書は原則として再発行しない 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登 軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先： 運輸支局 輸送・監査部門 TEL

貨物用途等へ構造等変更検査をする場合
・備考欄に赤字で「構造変更」と記載

軽乗用車を使用する場合
・備考欄に赤字で「軽貨物・乗用」と記載

レンタカーで「貸渡（ワンウェイ方式）」の場合
・備考欄に「ワンウェイ」と記載

住所変更の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県長岡市摂田屋町2643番地		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	車台番号 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇			
	① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg		① 自動車の年式・・・・・・ 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動 （ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（ ）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 旧：新潟県新潟市中央区東出来島１４番２６号→新：新潟県長岡市摂田屋町2643番地　旧車両番号：新潟４８０り〇〇〇〇

確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先： 運輸支局 輸送・監査部門 TEL － －

譲渡譲受の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土太郎運輸株式会社		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号） 新潟４８０り〇〇〇〇 車台番号 〇〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印
	① 自動車の年式・・・・・・ 令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 350 kg		① 自動車の年式・・・・・・ 年式 （旅客・貨物自動車とも） 乗車定員 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動 （ 運輸支局 → 運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（ ）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。 旧：国土　太郎　→新：国土太郎運輸株式会社

確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先： 運輸支局 輸送・監査部門 TEL ― ―

廃止の記載方法

事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号　第　　号
発行日　　年　　月　　日
発行日から１ヶ月

該当項目に〇を記入

事業等の種別	旅客	乗合（ 路線定期 ・ その他 ）・貸切・ハイヤー・タクシー・特定	貨物	一般・特定・軽・霊柩・第二種利用	その他	レンタカー ・（　　）
使用者の名称（事業者名）	国土 太郎		所属営業所名	本店		
使用者の住所（事業者の住所）	新潟県新潟市中央区東出来島14番26号		使用の本拠の位置（営業所の位置）	同左		

使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止（減車・まつ消等）する自動車	
自動車登録番号等（車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号（車両番号） 新潟〇〇〇り〇〇〇〇	※登録完了印・登録官印
	車台番号			
	① 自動車の年式・・・・・・　年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量　kg		① 自動車の年式・・・・・・　令和 3 年式 （旅客・貨物自動車とも）　乗車定員　2 人 ② 旅客自動車・・・・・・自動車の長さ　cm ③ 貨物自動車・・・・・・種別〔 普通・小型・けん引・被けん引・特殊・軽 〕 最大積載量　350 kg	

事案発生理由	新規許可 ・ 新規届出 ・ 譲渡譲受 ・ 合併 ・ 分割 ・ 相続 ・ 休止 ・ 廃止 ・ 取消し 事業計画の変更〔 増車 ・ 減車 ・ 代替（増・減） ・ 営配 ・ 他支局管内への移動　（　運輸支局 →　運輸支局）〕 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置のみの変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（　）
備考欄	※ バリフリ減税対象車両を導入する場合、乗合（路線定期）では「ノンステップバス」又は「リフト付きバス」と、ハイヤー又はタクシーでは、「ユニバーサルデザインタクシー」と記載すること。

確認印及び担当官印 担当部門 輸送・監査部門	※ 確認印・担当官印	（注） 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、2枚1組を1部として輸送・監査部門に提出して下さい。 3. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録等関係書類に添えて登録窓口（軽自動車にあっては軽自動車検査協会窓口）に提出して下さい。 4. 登録は、別途指示がある場合を除き、輸送・監査部門の確認を受けた日に行って下さい。 5. ※印欄は記入しないで下さい。 発行元連絡先：　運輸支局　輸送・監査部門　TEL　－　－

北陸信越運輸局新潟運輸支局長　殿

宣　　誓　　書

貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有

することを宣誓します。

令和　　4年　4月　1日

住　　所　新潟県新潟市中央区東出来島14番26号

氏名又は名称　国土　太郎

代表者の氏名　（個人事業の場合は記載不要です。）